

# ● 門司植物防疫所からのお知らせ ●

一部の輸入植物の取扱いが

## 平成28年5月24日から変わります！

平成28年5月24日に植物防疫法施行規則(以下「施行規則」という。)の一部が改正されたことにより、

平成28年5月24日から、輸入禁止となる地域・植物の一部が、輸出国での栽培地検査の対象とする地域の一部が除外されます。また、114種の病害虫が検疫の対象から除外されます(非検疫有害動植物)。

平成28年11月24日から、新たに輸入禁止となる植物や輸出国での特別な検疫措置を行い、輸出国政府が発行した検査証明書に追記が必要となる植物があります。

平成29年5月24日から、新たに輸出国での栽培地検査を行い、輸出国政府が発行した検査証明書に追記が必要となる植物があります(事前に栽培地検査を受けておく必要があります。)。

### 《 変更の概要 》

#### I 輸入禁止となる地域・植物の見直し 【施行規則別表2関係】

チチュウカイミバエの対象地域から英國が除外され、ロシアが追加されます。

また、チチュウカイミバエの対象植物からウリ科植物(ニガウリ、*Cucumis dipsaceus*、*Coccinia microphylla*、*Corallocarpus ellipticus*を除く。)が除外されます。

ミカンコミバエ種群の対象植物にサラカヤシ、ナンヨウザクラ、ネジレフサマメノキが追加されます。

アリモドキゾウムシの対象地域にパキスタン、モルディブが追加され、中南米はガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコに変更されます。

また、アリモドキゾウムシの寄主植物にオオバハマアサガオが追加されます。

イモゾウムシの対象地域である中南米はガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルーに変更されます。

ジャガイモシストセンチュウの対象地域にケニアが追加されます。

ジャガイモシロシストセンチュウの対象地域にスロベニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コスタリカが追加されます。

ヘシアンバエの対象地域にイスラエルが追加されます。

火傷病菌の対象地域にウクライナ、エストニア、カザフスタン、キルギス、フィンランド、ラトビア、ロシア、チュニジアが追加され、対象植物にシジミバナ、*Rosa canina* が追加されます。

注)今回の改正では対象地域に韓国は追加されませんが、輸入停止措置は継続しています。

カンキツグリーニング病菌の対象地域にドミニカ、バルバドスが追加されます。

(参考)対象地域の国名表記の変更(グルジア→ジョージアへ変更)

対象有害動物:コロラドハムシ、ジャガイモシストセンチュウ、ジャガイモシロシストセンチュウ

#### 【輸入ができなくなる植物の例】

- ① ロシアからのブドウ属植物、ミカン科植物、ナス科植物などの生果実(チチュウカイミバエ対象地域の追加)
- ② タイ、インドネシアなどからのサラカヤシ、ネジレフサマメノキなどの生果実(ミカンコミバエ種群対象植物の追加)
- ③ イスラエルからのコムギなどの茎葉(ヘシアンバエ対象地域の追加)
- ④ ウクライナ、フィンランド、ロシアなどからのリンゴ、ナシ、ナナカマドなどの生植物及び花粉(火傷病菌対象地域の追加)

## II 輸出国政府(植物検疫機関)が発行した検査証明書に追記が必要となる検疫有害動植物及び地域・植物の見直し

我が国が侵入を警戒しており、輸出国で栽培期間中の検査や精密検定を行う必要がある検疫有害動植物について、新たに追加されるものがあります。

また、対象地域及び対象植物が追加されるものがあります(一部除外もあり)。

そのため、これらの検疫有害動植物の対象地域から対象植物を輸入するには、当該病害虫に対して検査等を行い、付着または感染がない旨を追記した検査証明書\*が必要になります。

\*検査証明書＝植物検疫証明書(Phytosanitary certificate)[輸出国政府(植物防疫機関)が発行]

### 1 輸出国での栽培地検査の対象とする検疫有害動植物及び地域・植物の見直し【施行規則別表1の2関係】

#### (1) 新たに追加される検疫有害動植物 (10種)

対象病害虫名	対象地域	対象植物
ミカンクロトゲコナジラミ	中国(香港を除く。以下この表において同じ。)、タイ、ベトナム、香港、フィリピン、南アフリカ、米国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、コスタリカ、ハワイ諸島など	ココヤシ、バラ属植物、プルメリア属植物などの生植物の地上部であって栽培の用に供するもの
トマトキバガ	インド、イスラエル、イタリア、ケニア、ブラジルなど	トウガラシ、トマト、クコ属植物、ナス属植物などの生茎葉、トマトの生果実
<i>Meloidogyne enterolobii</i> (センチュウの一種)	タイ、中国、ベトナム、南アフリカ、米国、グアテマラ、コスタリカなど	アラビアコーヒー、キュウリ、ショウジョウソウ( <i>Euphorbia cyathophora</i> )、スイカ、トウガラシ、トマト、ナスなどの生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
ブドウオオハリセンチュウ	イスラエル、イタリア、スペイン、ドイツ、フランス、米国、オーストラリアなど	オランダイチゴ、オリーブ、ペチュニア、イチジク属植物、バラ属植物、ブドウ属植物などの生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
<i>Apiosporina morbosa</i> (糸状菌の一種)	米国、カナダ、メキシコ	サクラ属植物の生植物であって栽培の用に供するもの
ナラ類しおれ病菌	米国	クリ属植物、コナラ属植物の生植物であって栽培の用に供するもの
<i>Deuteropoma tracheiphila</i> (糸状菌の一種)	イスラエル、イタリア、フランスなど	カラタチ属植物、ミカン属植物などの生植物であって栽培の用に供するもの
<i>Eutypa lata</i> (糸状菌の一種)	イスラエル、イタリア、スペイン、米国、オーストラリアなど	オリーブ、セイヨウキヅタ( <i>Hedera helix</i> )、ランタナ、バラ属植物、ミズキ属などの生植物であって栽培の用に供するもの
<i>Guignardia citricarpa</i> (糸状菌の一種)	台湾、中国、米国、オーストラリアなど	カラタチ、ミカン属植物などの生植物であって栽培の用に供するもの
カンキツ類てんぐ巣病菌	インド、インドネシア、米国など	イチジク属植物、マキバブラシノキ属( <i>Callistemon</i> )植物、ミカン属植物などの生植物であって栽培の用に供するもの

## (2) 地域・植物の見直しがなされるもの（11種）

### ① 対象地域及び植物の見直し

- ・**コロンビアネコブセンチュウ**

対象地域の追加：フランス、メキシコ

対象植物の追加：トマト、カエデ属植物、コマクサ属植物など

- ・**インゲンマメ萎ちよう細菌病菌**

対象地域の追加：イラン

対象植物の追加：ササゲ

### ② 対象地域の見直し

- ・**トウモロコシ萎ちよう細菌病菌**

対象地域の追加：アルゼンチン

- ・**トウモロコシ葉枯細菌病菌**

対象地域の追加：カナダ

- ・**ソラマメステインウイルス**

対象地域の**除外**：オーストラリア

- ・**ソラマメトウルーモザイクウイルス**

対象地域の**除外**：オーストラリア

- ・**ウメ輪紋ウイルス (Plum pox virus)**

対象地域の追加：フィンランド

### ③ 対象植物の見直し

- ・**ニセコロンビアネコブセンチュウ**

対象植物の追加：テンサイ、ニンジン、コマクサ属植物など

- ・**ニセネコブセンチュウ**

対象植物の追加：キュウリ、トウガラシ、ペポカボチャなど

- ・**バナナネモグリセンチュウ**

対象植物の追加：トマト、ナス、バンレイシなど

- ・**Phytophthora ramorum**

対象植物の追加：ノトリトカルпус・デンシフロルス (*Notholithocarpus densiflorus*)

(参考) 対象地域の国名表記の変更(グルジア→ジョージアへ変更)

対象有害動植物：テンサイシストセンチュウ、ニセネコブセンチュウ、エンドウ萎ちよう病菌、  
インゲンマメ萎ちよう細菌病菌

## (3) 除外されるもの（9種）

注) 施行規則別表2の2で規定する「基準」(遺伝子診断による検査等)の対象へ移行。

- ・**スイカ果実汚斑細菌病菌**

- ・**ジャガイモやせいもウイロイド**

- ・**Pepino mosaic virus**

- ・**Columnea latent viroid**

- ・**Mexican papita viroid**

- ・**Pepper chat fruit viroid**

- ・**Tomato apical stunt viroid**

- ・**Tomato chlorotic dwarf viroid**

- ・**Tomato planta macho viroid**

2 輸出国での特別な検疫措置(検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等)の対象とする検疫有害動植物及び地域・植物の見直し【施行規則別表2の2関係】

(1)新たに追加される検疫有害動植物 (23種)

対象病害虫名	対象地域	対象植物	除外基準
ミナミアメリカミバエ	メキシコ、グアテマラ、コロンビア、ブラジル、ペルーなど	マンゴウ、ブドウ、ゴレンシ、イチジク、バンジロウ属植物、ミカン属植物などの生果実(メキシコ産で他の地域を経由しないで輸入されるブドウ、ミカン属植物を除く。)	無発生地域又は殺虫処理
<i>Anastrepha grandis</i> (ミバエ科の一一種)	アルゼンチン、コロンビア、ブラジル、ペルーなど	スイカ、ユガオ、カボチャ属植物、キュウリ属植物の生果実	無発生地域又は殺虫処理
メキシコミバエ	メキシコ、グアテマラ、コスタリカなど	マンゴウ、バンジロウ属植物、ミカン属植物(ライム及びレモンを除く。)などの生果実	無発生地域又は殺虫処理
ニシインドミバエ	メキシコ、グアテマラ、西インド諸島、コロンビア、ブラジル、ペルーなど	マンゴウ、ゴレンシ、バンジロウ属植物などの生果実	無発生地域又は殺虫処理
カリブミバエ	米国(フロリダ州に限る。)、西インド諸島、フランス領ギアナ	マンゴウ、ゴレンシ、バンジロウ属植物、ミカン属植物(ライム及びレモンを除く。)などの生果実	無発生地域又は殺虫処理
<i>Bactericera cockerelli</i> (トガリキジラミ科の一一種)	米国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、カナダ、メキシコ、ニュージーランドなど	トマト、レタス、トウモロコシ、トウガラシ属植物(パプリカ、シットウなど。)などの生茎葉及び生果実	当該虫を発見するために適切と認められる方法による検査(消毒あり)
<i>Bactericera nigricornis</i> (トガリキジラミ科の一一種)	中国(香港を除く。以下の表において同じ。)、イスラエル、イタリア、オランダ、ドイツ、フランス、ポーランドなど	タマネギ、ニンジン、ナス属植物、アブラナ属植物(キャベツ、ブロッコリー、ハクサイなど。)などの生茎葉及び生果実	当該虫を発見するために適切と認められる方法による検査(消毒あり)
<i>Bactericera trigonica</i> (トガリキジラミ科の一一種)	イスラエル、イタリア、スペインなど	セロリー、ブタクサ、ニンジン属植物の生茎葉	当該虫を発見するために適切と認められる方法による検査(消毒あり)
テンサイヨコバイ	インド、イスラエル、スペイン、フランス、南アフリカ、米国、カナダ、メキシコなど	クリサンテムム・マクシムム( <i>Chrysanthemum maximum</i> )、トマト、タマネギ、アブラナ属植物、バラ属植物、ペチュニア属植物などの生茎葉	当該虫を発見するために適切と認められる方法による検査
ジュウイチホシウリハムシ	米国、カナダ、メキシコなど	スイカ、トマト、カボチャ属植物、キュウリ属植物などの生植物であって栽培の用に供するもの	当該虫を発見するために適切と認められる方法による検査
シロヘリクチブトゾウムシ	米国、チリ、オーストラリア、ニュージーランドなど	キイチゴ属( <i>Rubus</i> )植物、シャジクソウ属( <i>Trifolium</i> 、英名: Clover)植物、ブドウ属植物などの生植物であって栽培の用に供するもの	当該虫を発見するために適切と認められる方法による検査
イチゴクチブトゾウムシ	英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。)、オーストリア、フランス、米国、カナダ、ニュージーランドなど	ヨーロッパイチゴ、トウヒ属( <i>Picea</i> )植物、ニシキギ属( <i>Euonymus</i> )植物、ハシバミ属( <i>Corylus</i> )植物、マツ属植物などの生植物であって栽培の用に供するもの	当該虫を発見するために適切と認められる方法による検査
セスジキクイムシ	オーストリア、ドイツ、ロシア、米国、カナダなど	ニレ属植物の木材	当該虫を発見するために適切と認められる方法による検査(消毒あり)
ヨーロッパニレノキクイムシ	オーストリア、ドイツ、ロシアなど	ニレ属植物の木材	当該虫を発見するために適切と認められる方法による検査(消毒あり)

対象病害虫名	対象地域	対象植物	除外基準
<i>Trioza apicalis</i> (トガリキジラミ科の一種)	イタリア、スペイン、フランス、ロシアなど	コエンドロ(英名:Coriander)、セロリーなどの生茎葉	当該虫を発見するために適切と認められる方法による検査(消毒あり)
<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i> (糸状菌の一種)	イタリア、スペイン、ドイツ、ロシアなど	ゼルコウア・カルピニファリア ( <i>Zelkova carpinifolia</i> ) 及びニレ属植物の生植物及び木材	当該菌を発見するために適切と認められる方法による検査
スイカ果実汚斑細菌病菌	インド、インドネシア、タイ、台湾、中国、イスラエル、イタリア、ギリシャ、セルビア、南アフリカ、米国、コスタリカ、オーストラリアなど (参考:従前の施行規則別表1の2からインドネシア、セルビアが追加)	キュウリ、スイカ、セイヨウカボチャ、トウガン、ニホンカボチャ、ペポカボチャ、メロン、ユウガオの種子であって栽培の用に供するもの (参考:従前の施行規則別表1の2からキュウリ、セイヨウカボチャ、ニホンカボチャ、ペポカボチャ、ユウガオが追加)	①又は② ①当該菌を発見するために適切と認められる方法による検査 ②核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査
<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> (細菌の一種)	スペイン、フランス、米国、グアテマラ、ニュージーランドなど	トウガラシ、トマト、ナス、ニンジンなどの生植物であって栽培の用に供するもの	核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査
<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 (Psa3) (細菌の一種)	韓国、中国、イタリア、フランス、チリ、ニュージーランドなど	キウイフルーツなどの生植物(種子及び果実を除き、花粉を含む。)であって栽培の用に供するもの	①花粉については、輸出国の政府機関が指定するPsa 3が発生していない生産園地において生産され、かつ、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われること ②花粉以外の生植物については、Psa 3が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること
<i>Spiroplasma citri</i> (細菌の一種)	マレーシア、イスラエル、フランス、米国、ニュージーランドなど	ニチニチソウ、ミカン属植物などの生植物であって栽培の用に供するもの	適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査
<i>Xylella fastidiosa</i> (細菌の一種)	台湾、イタリア、フランス、米国、カナダ、コスタリカなど	アボカド、アメリカヤマボウシ(ハナミズキ)、オリーブ、コセンダンゲサ( <i>Bidens pilosa</i> )、セイヨウキヅタ( <i>Hedera helix</i> )、カエデ属植物、キイチゴ属植物、クワガタソウ属( <i>Veronica</i> )植物、コーヒーノキ属植物、ブドウ属植物などの生植物であって栽培の用に供するもの	適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査
<i>Pepper chat fruit viroid</i>	タイ、オランダ、カナダ (参考:従前の施行規則別表1の2からの変更なし。)	トウガラシの種子であって栽培の用に供するもの、トウガラシ、トマトの生植物であって栽培の用に供し得るもの (参考:従前の施行規則別表1の2からの変更なし。)	核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査
<i>Tomato planta macho viroid</i>	メキシコ (参考:従前の施行規則別表1の2からの変更なし。)	トマトの生植物であって栽培の用に供し得るもの (参考:従前の施行規則別表1の2からの変更なし。)	核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査

## (2) 地域や植物の見直しがなされるもの（7種）

### ① 対象地域及び植物の見直し

#### ・*ジャガイモやせいもウイロイド*

対象地域の追加: クロアチア、ポーランド、ガーナ、オーストラリアなど

対象植物の追加: トウガラシ、トマト、バレイショの種子であって栽培の用に供するもの  
トマト、バレイショの生植物であって栽培の用に供し得るもの

#### ・*Pepino mosaic virus*

対象地域の追加: リトアニア、カナリア諸島

対象植物の追加: トマトの種子であって栽培の用に供するもの

トマト、バレイショ、ペピーノの生植物であって栽培の用に供し得るもの

対象植物の除外(整理): リコペルシコン・ピンピネリフォリウム (*Lycopersicon pimpinellifolium*、トマトに含まれる。)

#### ・*Columnea latent viroid*

対象地域の追加: マリ

対象植物の追加: トマトの種子であって栽培の用に供するもの

トマトの生植物であって栽培の用に供し得るもの

#### ・*Tomato apical stunt viroid*

対象地域の追加: クロアチア、ガーナ、ポーランド

対象植物の追加: トマトの種子であって栽培の用に供するもの

トマトの生植物であって栽培の用に供し得るもの

### ② 対象植物の見直し

#### ・*Phytophthora ramorum*

対象植物の追加: ノトリトカルпус・デンシフロレス (*Notholithocarpus densiflorus*)

#### ・*Mexican papita viroid*

対象植物の追加: トマトの生植物であって栽培の用に供し得るもの

#### ・*Tomato chlorotic dwarf viroid*

対象植物の追加: トマト及びペチュニア属植物の種子であって栽培の用に供するもの

トマトの生植物であって栽培の用に供し得るもの

## III 検疫有害動植物・非検疫有害動植物の追加

### (1) 新たに追加される検疫有害動植物（13種）【施行規則別表1関係】

・有害動物: 7種 (*Anastrepha grandis*、*Bactericera nigricornis*、*Meloidogyne enterolobii* など)

・有害植物: 6種 (*Alternaria dianthicola*、*Candidatus Liberibacter solanacearum* など)

### (2) 新たに追加される非検疫有害動植物（114種）

・有害動物: 68種

トマトサビダニ、ビワハナアザミウマ、クロカキカイガラムシ、アイノキクイムシ、ニカメイガ、ハイジマハナアブ、イエコオロギ、イチゴセンチュウ、ヒメモノアラガイなど

・有害植物: 46種

ソラマメ褐斑病菌、エンドウ褐斑病菌、インゲンマメ角斑病菌など

なお、12種のウイルスについては栽培の用に供する植物に付着するものは除かれます。

注意: 記載している「地域」、「植物」、「病害虫名」などは、主な地域、植物、病害虫名のみを記載しています。詳しい内容は植物防疫所のホームページ(<http://www.maff.go.jp/pps/>)でご確認いただか、最寄りの植物防疫所にお尋ねください。

農林水産省 門司植物防疫所

門司植物防疫所(本所) TEL:093-321-2601	福岡支所 TEL:092-291-2504	鹿児島支所 TEL:099-222-1046
---------------------------------	--------------------------	---------------------------